

## 「名護まち地域交流拠点」利用規程

名護まち活性計画有限責任事業組合

### 第1条（目的）

名護まち活性計画有限責任事業組合（以下、「当組合」という）は、平成25年度地域中小商業支援事業にて名護大通り会が整備した地域交流拠点の共用部として利用するコミュニティスペースの運営に関して必要な事項を定め、もって地域住民に開かれた交流拠点にすることを目的とする。

### 第2条（交流拠点）

当組合は、名護大通り会の委託を受けて次に掲げる交流拠点の運営を行うものとする。

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| (1) 地域交流拠点ENISHI：     | 名護市大東1-11-11   |
| (2) 地域交流拠点ベルデ：        | 名護市大東1-9-6     |
| (3) 地域交流拠点サンクチュアリポイド： | 名護市大東1-1-7（2F） |

### 第3条（使用する対象者）

コミュニティスペースを利用できるのは、名護中心市街地に賑いをもたらす活動をする団体で当組合が認めたものとする。

### 第4条（使用内容）

使用者は当組合の許可を受けて、次に掲げる内容を行う際にコミュニティ利用を行うものとする。

- (1) 名護中心市街地の賑い創出に関する活動
- (2) 名護中心市街地の情報発信に関する活動
- (3) 来場者の交流促進
- (4) 観光客及び地域住民に対する名護大通り周辺の案内
- (5) その他、名護中心市街地活性に有益な内容

### 第5条（使用時間）

コミュニティスペースは、原則として9：00～21：00まで使用できるものとする。

ただし地域交流拠点ベルデについては11：00～21：00まで使用できるものとする。

2. 当組合は、必要があると認めるときは使用時間を変更し、又は臨時に休業を定めることができるものとする。
3. 当組合は、災害発生等の非常時又はその恐れがある場合、及び名護大通り会の要請があった場合には使用を停止することができる。

## 第6条（使用受付）

当組合は使用日の2営業日前の11時までに使用申請書（様式1）に基づいて予約を受け付けて使用許可を出すものとする。

2. 前項の予約は原則として、2か月前より受け付けるものとする。
3. 使用日時が重複した場合は、原則として先着申込を優先するが、最終的には当組合の調整により決定する。

## 第7条（使用方法）

当組合は、コミュニティスペースの使用予約により指定した時間割で使用させることができる。

2. コミュニティスペースを同時に2団体以上が使用する場合は、当組合の指導に基づいて使用する。
3. コミュニティスペースの使用にあたり、使用者は申請承認事項及び諸規定並びに当組合及び名護大通り会の指導を遵守すること。
4. コミュニティスペースは公共空間であることを理解した上で、利用者が自由に使う事の出来る場所とする。但し、催し等で一定時間占有する場合は、事前に申し出をし、当組合と協議をすること。

## 第8条（行為の禁止）

当組合は、次に掲げる行為を禁止事項とし、使用者及び来場者へ周知を行うものとする。

- (1) コミュニティスペースを損傷する行為
- (2) 施設周辺の住民の迷惑となるような行為
- (3) コミュニティスペースにおける火気の使用
- (4) コミュニティスペースに油・ごみ・空き缶・その他汚物を投棄し、又は放置する行為
- (5) 当組合が指定する者以外から調達した飲食品を使用して飲食をする行為
- (6) その他、コミュニティスペースの管理上支障を来す恐れのある場合
- (7) 許可なしにコミュニティスペースを排他的占有する行為

## 第9条（清掃美化）

使用者はコミュニティスペースを使用後は片付け、清掃を実施し、原状復帰をしなければならない。

## 第10条（事故防止）

コミュニティスペースの利用者は、事故防止の為に、秩序維持・安全管理に努めるものと

する。

#### 第11条（安全点検）

使用者はコミュニティスペースに異常を認めた場合や、不審者を発見した場合は、当組合又は管理者に報告しなければならない。

#### 第12条（使用料の徴収）

当組合は、第4条の各利用により発生する諸費用に充当する為、使用者から使用料を徴収することができる。使用料は第5条の使用申請書提出時に収めるものとする。

2. 使用料は別途定める（別紙一1）

3. 次の場合については、使用料を減免するものとする。

- (1) 名護まち活性計画有限責任事業組合が主催する場合は使用料を免除する。
- (2) 名護大通り会が主催する場合は使用料を減免する。
- (3) 公共目的等で使用する場で、当組合が特別に認めるものは使用料を減免する。
- (4) 各地域交流拠点を利用して実施する事業で、当組合が特別に認める場合は使用料を減免する。

#### 第13条（使用実績等の報告）

使用者は、別に定める報告書（様式2）により使用期間における使用実績を当組合に報告するものとする。

#### 第14条（損害責任）

コミュニティスペース内における盗難、破損及び事故等による被害について、当組合ではその補償等一切の責任を負わないものとする。また、使用者及び使用者が招集した来場者がコミュニティスペースの設備及び機器等を破損した場合は弁償しなければならない。

#### 第15条（協議）

当組合は、本規定に定めるもののほか、施設の維持管理等に必要な事項について、名護大通り会と協議して定めることができるものとする。

2. コミュニティスペースの使用に関する使用者又は来場者からの苦情及び改善要求は書面にて当組合に申し入れるものとし、協議の上解決するものとする。

#### 附則

この規程は平成26年4月1日より施行する。

別紙—1

地域交流拠点 使用料金表

1. 基本料金（税込）

区分	使用時間	料金
1時間	9：00～21：00の間※1	500円
半日	午前 9：00～13：00（4時間）※2 午後 13：00～17：00（4時間） 夜間 17：00～21：00（4時間）	2,000円
1日	9：00～21：00※1	4,000円
空調費	1時間当たり	100円
備品類	各交流拠点に設置している別紙—2の備品類	別紙—2

※1 地域交流拠点バルデについては11：00～22：00と読み替える。

※2 地域交流拠点バルデについては「午前」の区分を設けない。

別紙—2

地域交流拠点備品一覧及び使用料金表

使用者は、以下の備品の使用を申請することができる。ただし、実際に使用できる数量等については、使用許可時に条件を付する場合がある。

交流拠点ENISHI

備品	設置数量	料金
テーブル	8台	@200円
木製椅子	16脚	@100円

交流拠点ベルデ

備品	設置数量	料金
テーブル（屋内）	14台	@300円
木製椅子（屋内）	22脚	@100円
テーブル（屋外）	3台	@300円
木製椅子（屋外）	ベンチ2脚、チェア4脚	@150円
パラソル（屋外）	3台	@150円

※既設設備である屋内ベンチシートの利用は椅子3脚と読み替える。

※屋外チークベンチの利用は椅子2脚と読み替える。

交流拠点サンクチュアリボイド

備品	設置数量	料金
テーブル	7台	@400円
木製椅子	高足6脚、低足24脚	@150円

(様式1)

平成 年 月 日

## コミュニティスペース 使用申請書

名護まち活性計画LLP 殿

申請者：

\_\_\_\_\_(氏名) ㊞

下記の通りコミュニティスペースの使用を申請いたします。  
尚、使用に際しましては運営使用規程を遵守することを誓います。

### 記

使用者団体名	
団体代表者氏名	
住所	
電話番号	
使用拠点	ENISHI ベルデ サンクチュアリボイド
使用期間	(期間) 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (時間) : ~ : (区分) 時間・半日・1日
目的	
内容	
販売 有無 (販売内容)	有 ・ 無 (販売する場合の内容)
コミュニティスペース 占有 有無 (占有日時)	有 ・ 無 (占有日) 平成 年 月 日 (占有時間) : ~ :

(様式2)

平成 年 月 日

## コミュニティスペース 使用報告書

名護まち活性計画LLP 殿

報告者：

\_\_\_\_\_  
(氏名) ㊟

下記の通りコミュニティスペースの使用報告を致します。

### 記

使用者団体名	
団体代表者氏名	
住所	
電話番号	
使用拠点	ENISHI ベルデ サンクチュアリボイド
使用期間	(期間) 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (時間) : ~ :
来場者人数	
販売実績 (参加費の徴収・物販を 実施した場合)	円 ※別途内訳を記載した資料を添付してください。
特記事項	